

~~設~~
仕
 ~~計~~
様
 ~~書~~
書

令和 7 年度 委 託

1	委 託 名	ゴミ運搬業務委託
2	委 託 箇 所	川越市大字笠幡地内
3	実 施 額 月額¥	円 但し、委託価格 月額¥ 円)
4	変 更 実 施 額 月額¥	円 但し、委託価格 月額¥ 円)
	差 引 増 減 額 月額¥	円

5 委託大要、起工理由・変更 【 委託期間 令和7年10月1日 ～ 令和8年9月30日 】

変更委託の大要	
委 託 の 大 要	公園から回収し、分別したゴミの運搬業務
変 更 理 由	
起 工 理 由	

案内図

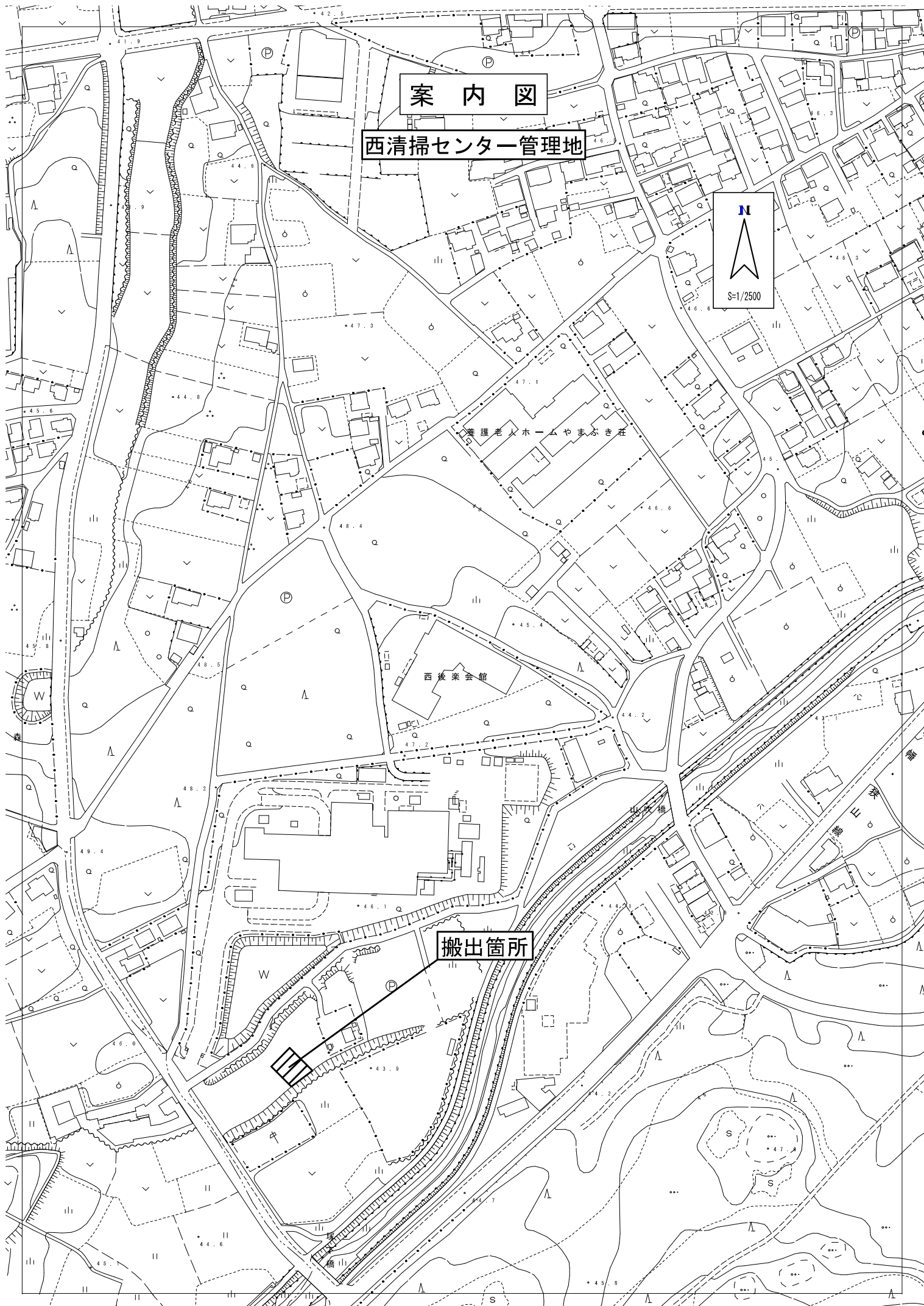
西清掃センター管理地



養護老人ホームやまぶき荘

西後楽会館

搬出箇所



案内図

資源化センター



搬入箇所



本 委 託 費 内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本 委 託 費								
	運 搬 工							
		運 搬 工						資源化センター
				1	箇月			別紙 1 号一位代価表
	直 接 委 託 費							
		諸 経 費						
				1	式			
	委 託 価 格							
		消費税相当額						
				1	式			
本 委 託 費 計								

川 越 市

運搬工		12箇月		当 一 位 代 価 表			1 号
名 称	材 料	形状寸法・規格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
運搬工	可燃物						
			103	日			別紙 2 号一位代価表
計							
1箇月当り							

運搬工 1日 当 一 位 代 価 表 2 号							
名 称	材 料	形状寸法・規格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
パッカー車運転							積卸含む
				時間			別紙 3 号一位代価表
軽作業員							積卸含む
				時間			
諸雑費			1.0	式			
計							

パッカー車運転 1時間 当 一 位 代 価 表 3 号							
名 称	材 料	形状寸法・規格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
運転手(一般)							
				人			
燃料費	軽油						
				ℓ			
機械損料	パッカー車	4m ³					
				hr			
諸雑費							
			1.0	式			
計							

令和7年度 業務実施日程表

10月 業務日 9日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

11月 業務日 8日

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

12月 業務日 8日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

1月 業務日 8日

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2月 業務日 8日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

3月 業務日 9日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

令和8年度 業務実施日程表

4月 業務日 9日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月 業務日 8日

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月 業務日 9日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月 業務日 9日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月 業務日 9日

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月 業務日 9日

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

凡例



...

業務日・全

103 日

ゴミ運搬業務仕様書

1 目的

この仕様書は、公園から回収し、作業所で仕分けられたゴミの適切な処理を目的とする。

2 委託対象施設

搬出場所 西清掃センター管理地（川越市大字笠幡地内）
搬入場所 資源化センター（川越市大字鯨井782-3）

3 委託の期間

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで（1年・12箇月）
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

4 業務日

毎週 月、水曜日（年末年始除く）
※ 業務日が祝日のときは、別途指示

5 運搬場所

・可燃物（資源化センター搬入） 月、水曜日 103日

6 委託業務実施計画書

受注者は、委託期間中の業務計画を定めて実施計画書を提出し、発注者の確認を受けるものとする。

7 業務従事者の交代

業務に従事する者が業務の遂行上不適当と認められるときは、市は受注者に対しその者の交代を求めることができるものとする。

8 責任者の指定

受注者は、当該業務に係る責任者を1名指定し、従事者との連絡調整を綿密に行わせて、当該業務の適正な管理にあたらせるものとする。

9 法令等の遵守

作業の実施にあたっては、関係する法令、条例及び規則等を遵守し、作業の円滑な進捗を図るものとする。

10 負担区分

搬入に要する用具等は、全て受注者の負担とする。

11 総括表及び日報の提出

業務日ごとに日報を作成し、一月分を翌月5日までに、これらをまとめた総括表とともに提出するものとする。

12 写真撮影

受注者は、月1回以上、業務内容を記した小黒板を写し込んだ写真を工種毎（積込、運搬、取卸状況）に撮影し、日報と共に提出するものとする。

1 3 異常報告

業務中において、異常を発見したときは、速やかに市監督員に連絡するとともに、その指示により処理にあたるものとする。

1 4 支払方法

2回払い

令和8年 4月（令和7年10月～令和8年 3月分）

令和8年10月（令和8年 4月～令和8年 9月分）

1 5 入札書記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、月額を記載して下さい。

1 6 その他特記事項

この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載します。

この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

1 7 再委託

受注者は、当該業務を第三者に再委託することは出来ない。

ゴミ運搬業務日報

業 務 日	令和 年 月 日 曜日 天候
従事者名	
業務時間	午前 時 分から午後 時 分まで
運 搬 量	袋
備 考	

ゴミ運搬業務日報

業 務 日	令和 年 月 日 曜日 天候
従事者名	
業務時間	午前 時 分から午後 時 分まで
運 搬 量	袋
備 考	

川越市環境方針

基本理念

川越市は、現在の環境を保全し、より良い環境を創造して、次の時代を生きる私たちの子孫に引き継いでいかななくてはならないと認識します。

近年、地球温暖化の影響と考えられる自然災害、熱中症、感染症など、様々なリスクが高まっており、地球温暖化は、人類の生存基盤に係る最も重要な環境問題の一つとなっています。また、私たちの生活に影響が大きいエネルギー問題への関心が高まっており、これまでも増して地域の自然的・社会的条件に応じた、実効性のある取組が不可欠となっています。

よって、川越市は、地域の環境の保全とより良い環境の創造に向けて率先して行動し、その取組を地域全体に広げていくことによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していきます。

基本方針

川越市は、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会実現に向けた取組をはじめとして、環境に影響を与える要因を市独自の環境マネジメントシステムを用いて継続的に改善することによって、環境に配慮した自治体であることをめざします。

- 1 「小江戸かわごえ脱炭素宣言」に基づき、国や他の自治体とともに「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会を目指し、市民・事業者・民間団体と力をあわせて地球温暖化対策の推進に努めます。
- 2 事務・事業の重要性や、それらが環境に与える様々な影響を十分認識した上で、適切な環境配慮を行います。特に、エネルギー使用の合理化と環境負荷の低減を図ります。
- 3 市の施設、設備の適切な管理、事故の備えによる環境汚染の予防に努めます。
- 4 環境に関する法規法令、条例、協定その他の合意事項を順守するとともに、自ら定めた環境への取組を率先して進めます。
- 5 環境基本計画などの各種計画に従って、技術的・経済的に可能な範囲で達成すべき目的及び目標を定めます。

また、取組の成果を内外に公表し、意見を反映させることによって、目的及び目標の見直しを図ります。

- 6 全職員・本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に、継続的に教育・訓練を行います。
- 7 基本理念、基本方針を踏まえて全職員が環境に配慮した活動を行うとともに、本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に協力を求めています。

令和7年4月23日 川越市長 森田初恵

